

# 流通業者の皆さまへ

## 米トレーサビリティ法とは

米・米加工品に問題が発生した場合などに、流通ルートをややくに特定するため、生産から販売・提供までの各段階を通じて、**取引等の記録を作成・保存**すること、取引先や**一般消費者に産地情報を伝達**すること、を義務付けるものです。

義務取組	義務違反があった場合
<input checked="" type="checkbox"/> 取引等の記録の作成・保存	 50万円以下の罰金
<input checked="" type="checkbox"/> 事業者間での産地情報の伝達	 50万円以下の罰金

## 流通業者の皆さまが必要な取組

### 1 取引等の記録の作成・保存

米穀等の**対象品目**を仕入れる際は、入荷記録の作成・保存の義務があります。

①**記録事項**が記載された**伝票等の受領**か、**入荷記録の作成**が必要です。また、米・米加工品を出荷する際には、**必要事項を正しく記載した伝票等（納品書など）の発行**が必要です。

②受領・発行した伝票等又は入荷記録を原則**3年間保存**する必要があります。

- 必要事項が記載された伝票等があれば、それを保存することで、記録・保存の義務を果たしたことになります。
- 伝票等に必要事項が不足している場合は、追記します。
- 伝票等が受領できない場合は、自ら記録を作成します。



### 対象品目

米穀	精米、玄米、雑穀ブレンド米 等
中間原材料	米粉、米こうじ 等
米飯類	ご飯、冷凍炒飯、レトルト赤飯 等
米加工品	もち、だんご、米菓、清酒、みりん 等



### 記録事項

品名	取引において通常用いている名称
産地 (注)	国産、アメリカ産、千葉県産 等
数量	取引において通常用いている単位
年月日	搬出入した日（困難な場合は、受発注日等）
取引先名	取引先の氏名又は名称
搬出入した場所	搬出入した場所が特定できるような名称及び所在地
用途	用途が限定されている場合、その用途

納品書			
〇〇店 様		納品日 令和〇年〇月〇日	
品名	数量	単価	金額
精米(国産)	△	××	×××
〇〇株式会社 〇〇本店 千葉県〇〇市××町〇〇			

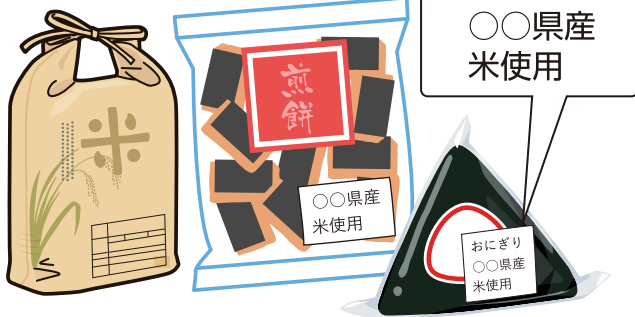
## 2 事業者間の産地情報の伝達

(注)

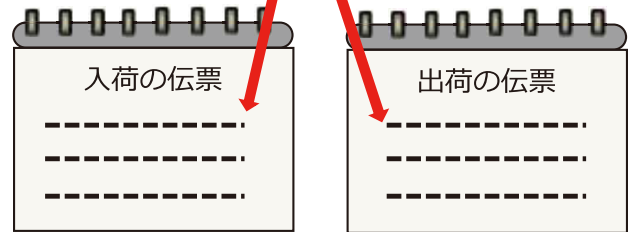
米穀等の**対象品目**を**販売**する際は、**産地情報の伝達**が必要です。

- ・商品の容器・包装に産地が記載されている場合には、そのまま販売することで、取引先へ伝達したことになります。
- ・商品の容器・包装に産地が記載されていない場合には、取引先から伝達された産地情報を伝票等（仕様書、規格書でも可）に記載して、取引先に伝達することが必要です。

### 商品の包装に 産地情報を記載



### 伝票等に 産地情報を記載



※伝票等：書面、電子媒体のいずれでも可能です。  
また、納品書に限らず、仕様書、規格書等  
（これらの組み合わせを含む。）でも可能です。

#### ⚠ (注)産地の記録・記載・伝達の注意点

- ①「国産」「○○国産」「○○県産」等と記載。
- ②原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。
- ⑤食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、食品表示法に従い、これまでどおり表示をしてください。

### ■米トレーサビリティ法Q&A

(Q 1) 取引（売買）を行っていない場合でも、商品を搬出入した場合、取引の記録は必要ですか。

(A 1) 自己の店舗等であるか、他社の店舗等であるかを問わず、搬入搬出を行い、米穀等を移動させた場合は記録が必要です。

(Q 2) 中間流通業者が対象品目であることを認識していなかった等の理由で、伝票に必要な項目を記載せずに販売し、必要な記録の作成・保存を川下の事業者がしなかった場合、その責は中間流通業者が負うことになりますか。

(A 2) 川下の事業者が記録の作成・保存をしなかった責を中間流通業者が負う必要はありません。  
なお、入荷記録として必要な項目のいくつかが記載されていない伝票等を受け取った川下の事業者については、聞き取りや目視により確認し、必要な項目について記録すること。また、川上の事業者から必要な項目が記載された納品書等をもらうように努めてください。

(Q 3) 食品表示法による表示と米トレーサビリティ法による産地の記録と産地情報の伝達はどのような関係になっているのですか。

(A 3) 飲食料品（酒類を除く。）の場合、基本的に業者間取引を含め食品表示法による原料原産地表示がされていれば、米トレーサビリティ法の産地情報の伝達をしたことになります。しかし、食品表示法で原料原産地表示をすることが必要でない、「米粉、米こうじ、ごはん、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん」については、米トレーサビリティ法の産地情報の伝達が必要です。

(Q 4) 記録は事業所、事業場または店舗ごとに作成が必要ですか。

(A 4) 必要です。ただし、本社での一括仕入れなどにより、記録が本社で一括管理されている場合において、米穀等の取引の記録を本社に照会すればすぐ確認できる仕組みならば、本社で一括して入荷記録を作成することも可能です。



流通業者の皆さまを含め、米・米加工品に関わる全ての事業者が取組を行う必要があります。詳細は、県や農林水産省のホームページをご覧ください。下記窓口へお問合せください。

お問い合わせ先

(県窓口) 千葉県農林水産部安全農業推進課食品表示班  
(国窓口) 農林水産省関東農政局千葉県拠点

☎ 043-223-3082  
☎ 043-224-5613

チーバくん